

平成 30 年度採用

## いわき芸術文化交流館アリオス 嘱託職員 採用試験

### 受 験 案 内

- ・ 受付期間 平成30年6月4日(月)から採用者の決定まで
- ・ 第1次試験(書類審査) 提出された書類を審査します。
- ・ 第2次試験(面接試験) 申込書受領後、第1次試験合格者に対し随時実施します。
- ・ 面接会場 いわき芸術文化交流館アリオス(いわき市平字三崎1番地の6)

#### 職種・募集人員・職務内容・受験資格

職種	募集人員	職務内容	受験資格 ((1)~(3)全てに該当する者)
技術	1名	催事に係る舞台の運営・管理、利用者への指導・支援に関する業務 [舞台機構担当]	(1) 学校教育法による高等学校を卒業した者 (2) 『いわき芸術文化交流館の運営理念』(P5参照)を理解し、その理念に沿った適切な業務ができる方 (3) 日常業務に支障が無い程度のパソコン(Word・Excel等)の基本的操作ができる方

◆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 試験の方法・内容

- (1) 試験は次のとおり第1次試験と第2次試験を実施します。
- (2) 第2次試験は第1次試験の合格者に対し実施します。最終合格者は、総合得点により判断し、決定します。

区分	試験種目	内 容
第1次 試験	・採用選考申込書等による書類審査	経歴、資格等による選考
	・応募論文による書類審査	所定のテーマについて、任意の用紙（A4判縦使い、横書き、800字程度）に <b>手書き</b> のうえ、提出してください。 （テーマについては、P3の提出書類の欄をご確認ください。）
第2次 試験	・口述試験	人物についての個別面接による試験

## 試験の日時・場所・合格発表

区分	日 程	場 所	合 格 発 表
第1次 試験	申込書受領後、随時実施	書類審査	申込書受領後1週間位 （郵送により合否通知を発送）
第2次 試験 ※	1次試験合格後、随時実施 （1次試験合格者と調整のうえ、決定します。）	いわき芸術文化 交流館	面接実施後、5日位 （郵送により合否通知を発送）

※ 第2次試験（面接）の日時等の詳細は、1次試験合格者に通知します。

## 身分・勤務条件

- (1) 身 分 いわき市嘱託職員
- (2) 雇用期間 採用日から平成31年3月31日まで  
 ※ 勤務成績により、年度単位での雇用の更新有り
- (3) 勤務日・勤務時間等
- ① 1日の所定労働時間を7時間45分とし、午前8時30分から午後10時30分までの間で、施設利用状況や事業実施状況に応じて、勤務時間を予め指定します。
  - ② 1週平均38時間45分勤務で、土曜日、日曜日、祝日の勤務があります。
  - ③ 勤務施設の性質上、上記①により指定した勤務時間及び勤務日以外についても、勤務の交代、変更または時間外勤務（通常より早出も含む）がある場合があります。

- (4) 賃金等 月額16万円～27万円程度（技能、経験等による。） 賞与：年2回
- (5) 休日等 4週を通じ8日を基本とします。
- (6) 有給休暇 1年度当たり最大20日。その他特別休暇があります。
- (7) 社会保険 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入します。  
（本人の個人負担分があります）

## 申込の手続

### (1) 採用選考申込書等の入手方法

採用選考申込書等は、いわき芸術文化交流館、支所、市民サービスセンターで配付しています。  
また、いわき芸術文化交流館ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 申込の方法

いわき芸術文化交流館経営総務課に次の書類を提出してください。

提出の際には、「職員採用試験申込書在中」と記入した封筒に封入のうえ、提出してください。

なお、郵送の場合には、**必ず簡易書留**で送付してください。

### ※ 提出書類

#### ① 採用選考申込書【様式1】

- ・ 必要事項を応募者本人が手書きしたもの。

#### ② 履歴書【様式2】

- ・ 必要事項を応募者本人が手書きし、指定サイズの写真（最近6か月以内に撮影したもの）を貼付したもの。

#### ③ 第1次試験応募論文

- ・ 次のテーマで、任意の用紙（A4判縦使い、横書き、800字程度）に手書きのうえ、提出してください。（黒のインク・ボールペンで自筆）

【テーマ】 「自分を商品としてPRしてください」

※ 第2次試験に合格された方には、採用選考申込書等に記載した資格・免許等について、当該資格・免許等を有することを証明するもの（証明書・免許証等の写し）を提出していただきます。

※ 採用選考申込書等の記載事項に虚偽の内容があった場合には、採用が取り消されることがあります。  
なお、採用後であっても、失職する場合があります。

### (3) 受付期間

- ・ 採用者の決定まで
- ・ 受付事務は、午前9時から午後8時まで行います。

【注意】 提出書類に不備等がある申込みは不受理とさせていただきます。

十分に受験案内や提出書類に目を通し、確認の上、申込み手続きを行ってください。

## その他

提出していただいた書類はお返ししませんので御了承ください。

なお、当選考で得た個人情報は、選考の目的以外に一切使用いたしません。

## 申込・書類提出先

いわき芸術文化交流館 経営総務課 総務経理グループ

所 在 福島県いわき市平字三崎 1 番地の 6 (〒970-8026)

電 話 0246-22-7416 (直通)

F A X 0246-22-8181

いわき芸術文化交流館HP <http://iwaki-alios.jp>

E-mail [alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp](mailto:alios-keieisomu@city.iwaki.lg.jp)

## 「いわき芸術文化交流館」 運営理念

いわき芸術文化交流館は、

- (1) 音楽、演劇等の舞台芸術に関するアートセンターである。いわきにおける舞台芸術の情報や知恵、技術、人材の中心地として、高い志と優れた機能を持つ。
- (2) 市民サービスの場である。熱意と愛情のある舞台芸術の専門スタッフを置き、その知識と経験により、安全に配慮しつつ市民の興味・関心を引き出し、日々の文化活動をサポートする。
- (3) 市民と舞台芸術との出会いの場である。あらゆるバリアを取り除き、市民の誰もが芸術家と出会い、互いに刺激し成長し合うための様々な機会を用意している。
- (4) 発信の場である。いわきの芸術文化振興と市民生活の質的向上のために、自らが企画・制作する自主的な文化事業を戦略的かつ継続的に行う。
- (5) 創造の場である。常に自由な発想と進取の精神を持ち続け、独自の創造的事業にチャレンジする。
- (6) 舞台芸術を通じたまちづくりに献身的な努力を注ぐ場である。芸術家と専門スタッフが、その営みを通じて市民とともに共同体意識を育んでいく。
- (7) 舞台芸術の社会的な価値を拓く場である。館に集う市民を起点に、その価値を地域全体に広げていく。
- (8) 市民とともに歩む場である。鑑賞にとどまることなく、市民との間に多様な回路を用意し、幅広い参加の門戸を常に開いている。